## 以下の方は、医師国民健康保険組合へ加入できる可能性があります！

- ✓ **非常勤医師で市町村国保に加入されている方**
- ✓ **非常勤医師で社会保険の任意継続に加入されている方**
- ✓ **退職後も、非常勤で医業を続ける予定の方**

### 医師国民健康保険組合に加入できる条件

**1. 組合員（医師）**

（1）岡山県内の医療機関で、医療及び福祉の事業又は業務に従事する岡山県医師会会員である者。

（2）岡山県内、広島県福山市・府中市、兵庫県赤穂市・神戸市・西宮市・佐用郡佐用町、香川県高松市に住所を有する者。

（3）社会保険等の適用を受けていない者。

**2. 家　族**

（1）組合員と同じ世帯に属する者。（医師を除く）

※学生は組合員と住所が別であっても「法第 116 条該当届」を届け出ていただくことで加入可能。

### 他保険と比較したメリット

**1. 保険料（令和 7 年度）が比較的安価であること**（当組合の保険料詳細は、次頁をご覧ください）

例 1　総所得金額 805 万円（総収入 1,000 万円）で 1 人加入した場合（40 歳未満もしくは 65 歳以上の方）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 岡山市の年間保険料 | 920,000 円 | ← | 市町村国保の賦課限度額は 92 万円です。 |
| 社会保険の任意継続※1 | 366,120 円 | ← | 標準報酬月額を 30 万円と仮定（30,510 円×12 ヶ月） |
| **当組合の年間保険料** | **470,400 円** | ← | 家族が増えるごとに増額となります。 |

例 2　総所得金額 805 万円（総収入 1,000 万円）で 1 人加入した場合（40～64 歳で介護保険料がかかる方）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 岡山市の年間保険料 | 1,090,000 円 | ← | 市町村国保の賦課限度額は 109 万円です。 |
| 社会保険の任意継続※1 | 423,360 円 | ← | 標準報酬月額を 30 万円と仮定（35,280 円×12 ヶ月） |
| **当組合の年間保険料** | **542,400 円** | ← | 家族が増えるごとに増額となります。 |

例 3　総所得金額 300 万円（総収入 430 万円）で 1 人加入した場合（40～64 歳で介護保険料がかかる方）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 岡山市の年間保険料 | 434,770 円 | ← | 当組合の年間保険料とほぼ同額になります。 |
| 社会保険の任意継続※1 | 423,360 円 | ← | 標準報酬月額を 30 万円と仮定（35,280 円×12 ヶ月） |
| **当組合の年間保険料** | **441,600 円** | ← | 家族が増えるごとに増額となります。 |

※1　社会保険の任意継続は、令和 4 年 1 月 1 日より、2 年に満たなくても年金事務所に申請することにより脱退が可能となりました。なお、当組合より保険料が安い場合は任意継続が切れる頃に検討をお願いします。

**2. 保健事業等が充実していること**

当組合では、特定健診費用の全額補助、健康診断費用の一定額補助、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンの接種補助、傷病手当金（入院 11 日目から 1 日 5,000 円の給付）等の補助制度があります。

**3. 岡山県医師会の福祉部サービスを受けられること**

岡山県医師会会員となることで、様々な会員福祉事業に加入することができます。

### 他保険と比較したデメリット

**1. 自家診療における給付制限があること**（詳細は、最終頁をご覧ください）

**岡山県医師国民健康保険組合**
〒700-0024
岡山市北区駅元町 19 番 2 号　岡山県医師会館 5 階
電話　086-250-3170　　FAX　086-251-6628

岡山県医師国保組合　検索

https://www.ishikokuho.okayama.jp/

2025.04 版

# 岡山県医師国民健康保険組合 事業内容

所在地：岡山市北区駅元町 19 番 2 号　岡山県医師会館 5 階
電　話：086-250-3170　　ＦＡＸ：086-251-6628
ホームページ：https://www.ishikokuho.okayama.jp/

## 1. 月額保険料（令和 7 年度）

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th colspan="2">医療基礎分</th><th rowspan="2">後期高齢者<br>支援金等分</th><th rowspan="2">介護<br>納付金分</th></tr>
<tr><th>所得割</th><th>均等割</th></tr>
<tr><td>第 1 種組合員<br>（医師）</td><td>
<table>
<tr><th>等級</th><th>前々年の総所得金額※1</th><th>所得割額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>400 万円以下</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td>2</td><td>400 万円超から　600 万円以下</td><td>2,800 円</td></tr>
<tr><td>3</td><td>600 万円超から　800 万円以下</td><td>5,600 円</td></tr>
<tr><td>4</td><td>800 万円超から 1000 万円以下</td><td>8,400 円</td></tr>
<tr><td>5</td><td>1000 万円超から 1500 万円以下</td><td>11,200 円</td></tr>
<tr><td>6</td><td>1500 万円超から 2500 万円以下</td><td>14,000 円</td></tr>
<tr><td>7</td><td>2500 万円超から 3500 万円以下</td><td>16,800 円</td></tr>
<tr><td>8</td><td>3500 万円超から 4500 万円以下</td><td>19,600 円</td></tr>
<tr><td>9</td><td>4500 万円超から 5500 万円以下</td><td>22,400 円</td></tr>
<tr><td>10</td><td>5500 万円超</td><td>25,200 円</td></tr>
</table>
前々年の総所得金額※1 とは、<br>確定申告の場合、「総収入－仕入経費」<br>源泉徴収の場合、「総収入－給与所得控除額」</td><td>23,500 円</td><td>7,300 円</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td>第 2 種組合員<br>（従業員）</td><td>所得割賦課なし</td><td>9,300 円</td><td>5,400 円</td><td>6,000 円</td></tr>
<tr><td>家　族<br>（世帯員）</td><td>所得割賦課なし</td><td>※2<br>5,300 円</td><td>4,400 円</td><td>6,000 円</td></tr>
</table>

✓ 上記の額は、一人あたりの月額です。

✓ 40～64 歳の方は、医療基礎分（所得割＋均等割）＋後期高齢者支援金等分＋介護納付金分 が必要です。

✓ 40 歳未満または 70～74 歳の方は、医療基礎分（所得割＋均等割）＋後期高齢者支援金等分 が必要です。

✓ 未就学児がいる世帯の保険料軽減（毎年 12 月請求で相殺）や、産前産後期間の保険料軽減（届出必要）があります。

※1：令和 7 年度分は、令和 5 年 1 月から 12 月までの総所得金額等で算定します。

※2：家族 4 人目以降は、医療分（基礎額）が免除されます。

## 2. 保険給付

| 項目 | 給付内容 |
|---|---|
| 療養の給付 | ３割（ただし、未就学児は 2 割、70 歳以上の方は高齢受給者証に示す割合） |
| 療養費 | 治療用装具（コルセットなど）の作成、柔道整復師、はり、きゅう、あん摩、マッサージの施術を受けたとき、やむを得ない理由で保険診療を受けれなかったとき、一定額を払戻し |
| 海外療養費 | 海外渡航中に、やむを得ず医療機関にかかったとき、国内の医療機関の給付基準に沿って払戻し |
| 移送費 | 緊急時等、病気・ケガで移動が困難で移送されたとき、医師が認めた場合に限り一定額を払戻し |
| 高額療養費 | 「３．高額療養費」を参照 |
| 高額介護合算療養費 | 医療保険と介護保険において、法の定めによる一部負担金を超えたとき、その超過相当額を支給 |
| 出産育児一時金 | １児につき **500,000 円**（産科医療補償制度の未加入機関での分娩は 488,000 円） |
| 葬祭費 | 第 1 種組合員（医師）は **200,000 円**、その他は **100,000 円** |
| 傷病手当金 | 第 1 種組合員（医師）は、入院 11 日目よ 180 日間を限度に**日額 5,000 円**<br>継続して 6 ヶ月以上の被保険者期間を有することが条件 |

## 3. 高額療養費（令和７年７月まで）

<table>
<tr><th colspan="2">70 歳未満の方</th></tr>
<tr><td>支給条件</td><td>同一月内で、下表の自己負担限度額を超えた一部負担金を支払った場合、その超えた金額が支給されます。<br>ただし、食事療養費や差額ベッド代等は含みません。</td></tr>
<tr><td>世帯合算</td><td>同一世帯で、同一月内で、一部負担金を 21,000 円以上支払ったものが 2 回以上あった場合、その額を合算して下表の自己負担限度額が適用されます。</td></tr>
<tr><td>多数該当</td><td>12 ヶ月以内に 4 回以上高額療養費の支給を受けたとき、4 回目から《》内の自己負担限度額が適用されます。</td></tr>
<tr><td>自己負担限度額</td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>所得要件</th><th>自己負担限度額</th></tr>
<tr><td>ア</td><td>旧ただし書所得　901 万円超</td><td>252,600 円＋｛かかった医療費－842,000 円｝×1%<br>《　140,100 円　》</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>旧ただし書所得　600 万円超～<br>901 万円以下</td><td>167,400 円＋｛かかった医療費－558,000 円｝×1%<br>《　93,000 円　》</td></tr>
<tr><td>ウ</td><td>旧ただし書所得　210 万円超～<br>600 万円以下</td><td>80,100 円＋｛かかった医療費－267,000 円｝×1%<br>《　44,400 円　》</td></tr>
<tr><td>エ</td><td>旧ただし書所得　210 万円以下</td><td>57,600 円<br>《　44,400 円　》</td></tr>
<tr><td>オ</td><td>住民税非課税世帯</td><td>35,400 円<br>《　24,600 円　》</td></tr>
</table>
✓ 旧ただし書所得とは、総所得金額－基礎控除 43 万円
</td></tr>
<tr><th colspan="2">70 歳～74 歳の方</th></tr>
<tr><td>支給条件</td><td>同一月内で、下表の自己負担限度額を超えた一部負担金を支払った場合、その超えた金額が支給されます。<br>ただし、食事療養費や差額ベッド代等は含みません。</td></tr>
<tr><td>多数該当</td><td>12 ヶ月以内に 4 回以上高額療養費の支給を受けたとき、4 回目から《》内の自己負担限度額が適用されます。</td></tr>
<tr><td>自己負担限度額</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">所得要件</th><th colspan="2">自己負担限度額</th></tr>
<tr><th>個人単位（外来）</th><th>世帯単位（入院を含む）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">現役並み</td><td>Ⅲ</td><td>課税所得 690 万円以上</td><td colspan="2">252,600 円＋｛かかった医療費－842,000 円｝×1%<br>《　140,100 円　》</td></tr>
<tr><td>Ⅱ※1</td><td>課税所得 380 万円以上</td><td colspan="2">167,400 円＋｛かかった医療費－558,000 円｝×1%<br>《　93,000 円　》</td></tr>
<tr><td>Ⅰ※1</td><td>課税所得 145 万円以上</td><td colspan="2">80,100 円＋｛かかった医療費－267,000 円｝×1%<br>《　44,400 円　》</td></tr>
<tr><td colspan="2">一般</td><td>課税所得 145 万円未満※2</td><td>18,000 円<br>（年間上限※3144,000 円）</td><td>57,600 円<br>《　44,400 円　》</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低所得</td><td>Ⅱ※4</td><td>住民税非課税世帯</td><td>8,000 円</td><td>24,600 円</td></tr>
<tr><td>Ⅰ※4</td><td>住民税非課税世帯<br>（世帯所得が一定基準以下）</td><td>8,000 円</td><td>15,000 円</td></tr>
</table>
※1　現役並みⅡ・Ⅰの場合、「国民健康保険限度額適用認定証」を窓口に提示することで、窓口負担を自己負担限度額にとどめられます。この証は交付申請が必要となります。<br>
※2　世帯収入の合計額が 520 万円未満（1 人世帯の場合は 383 万円未満）の場合や、基礎控除後の年間所得の合計額が 210 万円以下の場合も含みます。<br>
※3　年間上限とは、1 年間（8 月～翌年 7 月の間）の窓口負担の合計額に対しての限度額になります。<br>
※4　低所得Ⅱ・Ⅰの場合、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を窓口に提示することで、窓口負担を自己負担限度額にとどめられます。この証は交付申請が必要となります。
</td></tr>
</table>

## 4. 保健事業

| 項目 | 事業内容 |
|---|---|
| 特定健診・特定保健指導 | 40 歳～74 歳までの被保険者が対象とし、**全額**を補助 |
| 医師国保健診（40 歳～74 歳） | 組合員とその配偶者（被保険者に限る）を対象に、医師国保健康診査個人表に記載されている健診を行った場合、**25,000 円まで**を補助 |
| 医師国保健診（40 歳未満もしくは 75 歳以上） | 組合員とその配偶者（被保険者に限る）を対象に、医師国保健康診査個人表に記載されている健診を行った場合、**30,000 円まで**を補助 |
| 医師国保健診（婦人科健診） | 組合員とその配偶者（被保険者に限る）を対象に、医師国保健康診査個人表に記載されている健診を行った場合、**5,000 円まで**を補助 |
| インフルエンザワクチン接種 | １人につき **1,000 円**補助（2 回接種まで） |
| 肺炎球菌ワクチン接種 | １人につき **5,000 円**補助（65 歳以上に限る） |
| 組合員死亡見舞金 | 医師である組合員が死亡した際、遺族に対して **100,000 円**を支給 |
| 医療費通知書 | 年 2 回、医療費総額や一部負担金等を通知<br>第 2 回目は、確定申告の医療費控除に使えるよう 1 年間分を通知 |
| 後発医薬品利用差額通知書 | 年 3 回、4・8・12 月診療分に対して通知 |
| 育児書の送付 | 出産された被保険者を対象に月刊誌「赤ちゃんと！」を 1 年間、無料で送付 |

## 5. 年金制度

当組合には公的年金制度がありませんので、厚生年金等に加入していた方は、**「国民年金」**に加入することとなります。手続きについては、所轄の年金事務所またはお住まいの市町村役場へお問い合わせください。

また、国民年金に上乗せする積立方式の「公的な年金制度」として**「全国国民年金基金　日本医師・従業員支部」**もあります。詳しくは、ホームページ（https://www.jmpnpf.or.jp）をご覧ください。

## 6. 自家診療における給付制限

自家診療とは、当組合の組合員（医師・従業員）並びに世帯員が、「自己の所属する医療機関」で診療を受けた場合をいいます。当組合では、自家診療については給付しないことを「組合規約施行規程」の第 19 条に定めていますので、ご理解とご協力をお願いします。　「自己の所属する医療機関」とは、雇用証明書を提出している医療機関を指します。

また、院外処方による薬剤レセプト請求や療養費のコルセット等の証明書も規制対象となります。なお、この自家診療は、診療行為そのものを規制するものではなく、あくまでも給付を制限（医療費等を支払わない）するものです。

組合規約施行規程（抜粋）

第 19 条　次の各号に該当する療養の費用に関する請求については、これを給付しないものとする。

（1）組合員が自己の所属する保険医療機関で診療を受けたとき。

（2）組合員の世帯に属する者が、組合員の属する保険医療機関で診療を受けたとき。

（3）前各号について交付された処方箋による調剤給付及び証明書等による療養費。

### 非常勤医師として加入する際に提出が必要な書類

当組合指定様式の書類　（お電話いただければ、一式送付します）

（1）　被保険者資格取得届

（2）　預金口座振替依頼書（保険料の自動口座引落用）

（3）　雇用証明書

（4）　同意書（岡山県医師会との情報共有用）

添付する書類

（1）　世帯全員の住民票（世帯主名と続柄の記載があり、1 ヶ月以内に発行したもの）

（2）　家族の被保険者証等（被保険者証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか）の写し

（3）　直近に加入していた健康保険の喪失証明 もしくは 市町村国保加入中であれば、現在の被保険者証等（被保険者証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか）の写し

（4）　医師免許証の写し（A4 に縮小コピーしたもの）

（5）　個人番号が確認できる書類（マイナンバーカード等の写しもしくはマイナンバー付き住民票）

（6）　身元が確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証やパスポート等の写し）